

〔商品説明書〕

結婚・子育て資金贈与専用口座

(2019年4月1日現在)

1. 商品名	〈あきぎん〉結婚・子育て資金贈与専用口座
2. 対象商品	普通預金 ※キャッシュカードは発行いたしません。 ※ATM、インターネットバンキングではご利用になれません。 ※口座振替でのお引出し、振込でのお預入はご利用になれません。
3. 手続き	結婚・子育て資金管理契約を締結し、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」（租税特別措置法第70条の2の3）の適用を受けるための「結婚・子育て資金非課税申告書」の提出が必要となります。
4. 販売対象	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している20歳以上50歳未満のお客さま
5. 期間	結婚・子育て資金管理契約終了まで 預入は2021年3月31日までとなります。
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	贈与者と受贈者との間で贈与契約書を締結していただき、締結後2か月以内に贈与資金を口座開設店の窓口でお預入いただきます。 1円以上1,000万円以下 1円単位
7. 払戻方法	口座開設店の窓口で随時払戻しいたします。 ・結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただく必要があります。 ・払戻しは、結婚・子育て資金の支払いに限定されます。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税方法	毎日の店頭表示の利率を満期日まで適用。なお、利率は金融情勢に応じて変動します。 毎年2月と8月の当行所定の日はこの預金に組み入れします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算 20.315%の源泉分離課税 ※ 2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
9. 手数料	なし
10. 付加できる 特約事項	・通帳種類は、普通預金通帳（キャラクター）のみとなります。 ・マル優が利用できます。
11. 中途解約時の 取扱い	結婚・子育て資金管理契約を終了させていただきます。
12. 預金保険制度	預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
13. 教育資金管理 契約の終了理由	以下のいずれかの早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了します。その場合、預金口座は解約いただきます。 ・受贈者が50歳に達した場合：50歳に達した日 ・受贈者が死亡した場合：死亡の日 ・結婚・子育て資金管理契約による預金等の額が零となり、預金者と当行との間で契約終了の合意があった場合：合意により契約が終了する日

当行の指定紛争解決機関※：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※〈指定紛争解決機関〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈全国銀行協会相談室のご案内〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>